

佐賀さいこう！国際運動会企画運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀さいこう！国際運動会企画運営等業務

2 目的

令和6年度は、佐賀県において国スポ・全障スポが開催されるとともに、オリンピックイヤーであることから、県全体のスポーツ熱が高まることが考えられるタイミングで、県内の外国人住民と日本人住民が一堂に会し、国籍や年齢、障害の有無に関わらず楽しめるスポーツを通じて交流することで、顔の見える関係をつくるきっかけとし、佐賀に愛着を感じてもらい外国人住民の定住・定着につなげるために「佐賀さいこう！国際運動会」を開催する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）1月31日（金曜日）までとする。

4 事業概要

（1）佐賀さいこう！国際運動会

開催日時（予定）

《運動会部門》 令和6年（2024年）11月24日（日）（目安12時～16時）

《交流会部門》 令和6年（2024年）11月24日（日）（目安16時～18時）

※実施日時は最終的に県と協議の上、決定すること。

※設営・準備日及び撤収日を設けること。

会 場 どんどんの森ふれあい広場（佐賀市天神三丁目2）及びアバンセ全館（ホール含む）（佐賀市天神三丁目2-11）

※運動会実施後、同会場で交流会を実施する。

※会場については、設営・準備日（令和6年（2024年）11月23日（土））、撤収日（令和6年（2024年）11月25日（月））も含め、仮予約申請中。

（アバンセについては、設営・準備日のみ）

内 容 県内の外国人住民と日本人住民が共に楽しめるスポーツをとおして顔の見える関係をつくるきっかけとする「運動会」及び相互理解や交流を深めるための「交流会」を実施する。

(2) 集客目標

延べ 300 名程度

※参加者のうち、外国人住民の参加を過半数以上目指すこと。また、様々な国籍及び在留資格の外国人住民の参加を目指すこと。

5 委託業務の内容

以下の業務を実施することとし、イベント開催にあたり不要と判断される業務は、県と調整の上適宜割愛してよい。

なお、イベントの実施に当たっては、県が取り組む「さがすたいる」を含むユニバーサルデザイン、多言語対応、多言語表記、多様性、エシカル消費などのサステナブルな社会を目指す取組に配慮すること。

※参考：さがすたいるHP「イベントづくりサポートブック」

<https://saga-style.jp/content/event/>

(1) 「佐賀さいこう！国際運動会」の企画・管理・調整業務

① イベントの企画・内容

《提案を必須とするコンテンツ案》

ア 運動会企画

- ・開会・閉会式
- ・競技（参加者同士の交流が生まれるような競技や誰でも楽しめる競技等）
例：日本の運動会で実施されている日本ならではの競技、ユニバーサルスポーツ、SAGA2024 国スポのデモンストレーションスポーツ 等
- ・県内プロスポーツチーム所属の外国人アスリートや佐賀県にゆかりのあるスポーツ選手等によるデモンストレーション及び参加者と競技を通じてのふれあい
- ・参加賞の作成・配布

イ 交流会企画

- ・参加者を含めた参加型の音楽や踊りのパフォーマンス
 - ・多国籍料理の提供
 - ・佐賀県産品を使用した料理の提供
- ※飲食物の提供については、宗教等の配慮を行うこと。

② 業務実施体制の構築・管理

- ・本事業全体を俯瞰し管理・監督する統括責任者を配置すること。
- ・その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・本委託事業は、多数の関係者が存在するため、全ての関係者と円滑かつ迅

速に対応・調整ができるような体制をとること。

③実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整

- ・イベント当日までの業務実施スケジュール、進行管理マニュアル（進行シナリオ、会場レイアウト図、警備計画）等を作成し、管理、調整すること。
- ・大型テントの設置等、雨天時の対応を考慮に入れること。
- ・定期的に打合せを設定し、進捗を報告すること。
- ・緊急の打合せ、作業が必要な場合には迅速に対応すること。

④スタッフの確保及び配置

- ・イベントを滞りなく実施するために必要かつ十分なスタッフを確保し、配置すること。

⑤効果測定

- ・イベント参加者数をカウントすること、また、イベント参加者に Web フォーム等によるアンケート調査を行い、国籍や住所地等の属性と合わせてイベントの満足度や今後の要望等を聞き取ること。なお、実施にあたってはやさしい日本語を含む多言語での対応を実施すること。

⑥各種申請等

- ・受託者は、イベントの実施に際し必要な官公庁等への申請を行うこと。また、イベントの準備及び実施時には、周辺地域に与える騒音や交通への影響に十分配慮し、必要に応じて事前の説明や対策を講じること。

(2) 「佐賀さいこう！国際運動会」の広報宣伝、事前登録業務

集客目標の確保に向けて本事業が広く伝わるよう、各種媒体（マスメディア、SNS、開催告知ポスター等）を活用した情報発信を行うこと。なお、参加者の事前登録を可能とするため、Web 等による申込フォームを作成し、管理すること。

(3) 「佐賀さいこう！国際運動会」のイベント運営業務

①イベント準備及び当日の設営

ブースの設営については、同時開催のさが国際フェスタとの調整を行う必要がある。なお、どんどんの森公園ふれあい広場におけるブース設営のイメージとしては、別紙を参照。

- ・さが国際フェスタのブースを含むテント等の設置及び必要なテーブル、椅子等を設置すること。（同フェスタは例年約 50 のブース出展あり）
- ・準備日程において、イベントに必要な資機材の搬入を行い、規定の時間内に準備を終えること。
- ・雨天時でも対応できるよう、大型のテント等の雨天対策を実施すること。
- ・受付（来場者、来賓、報道関係者）、誘導看板、救護（ブース及び救護者）・迷子対応の設置を行うこと。

- ・音響・証明・映像・舞台芸術・その他の演出に関わる装飾を行うこと。

② イベント当日の運営

- ・必要に応じ、リハーサルの時間を確保し、関係者全員の共通理解を形成すること。
- ・進行管理、登壇者管理、スタッフ管理、来場者管理を入念に行うこと。
- ・来場者への誘導をスムーズに行えるよう、スタッフや警備員を配置すること。なお、駐車スペースが十分に確保できない可能性があることから、交通整理員等の配置について十分検討すること。
- ・記録としてイベントの写真及び動画を撮影すること。

③ イベント当日・翌日の撤去

- ・当日、規定の時間内※に撤去を実施すること。なお、どんどんの森公園については、当日の時間内の撤去が難しい場合は、翌日速やかに設置すること。

※（撤去時間）アバンセ：ホールを除き 17 時まで（厳守）

ホール利用は 22 時まで可

どんどんの森公園：19 時頃まで

（4）その他必要な業務

その他、目的達成のため必要な業務を県と協議のうえ実施すること。また、「さが国際フェスタ」との同時開催となるため、公益財団法人佐賀県国際交流協会との連携を十分に行うこと。

（5）守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他にもらしてはならない。

6 委託料の支払い

前金払い・完了払い

7 成果物

- （1）業務完了報告書
- （2）イベントの記録写真及び動画

8 その他

- （1）本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- （2）本業務は、県と十分に協議の上、実施すること。
- （3）受託者は、事業の実施状況について、適宜県に報告すること。

- (4) 受託者は、必要に応じて、県内の自治体、事業所、学校、国際交流協会、その他 CSO 等とも十分な連携を図ること。
- (5) 本業務の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）は、受託者によりこれを行うこと。
- (6) 施設の借用、機材、設備、附属設備、資機材の調達、会場の設営（運搬、組立、解体や不足が生じる場合の調達準備含む）及び撤去並びに出演者等（採択者除く）の輸送手配及び謝金等の支払は、特に指示のない限り受託者が行うものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
なお、施設の借用、機材、設備、附属設備、資機材の調達、会場の設営及び撤去については、同時開催のさが国際フェスタと共用となる部分については、佐賀県国際交流協会との折半とする。
- (7) 業務委託に係る水光熱費や清掃費、ごみ処理などは受託者が負担すること。
- (8) 受託者はイベント保険など、事業実施に必要となる保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに県に提出すること。
- (9) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベントの開催の時期及び場所について変更する場合がある。その際は、県と受託者との協議によって決定する。
- (10) 受託者の責任による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (11) 印刷物を作成する場合は、グリーン購入法に適用する企画の紙を使用するように努めること。
- (12) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真やイラスト、動画、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (13) 業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うものとする。二次利用についても同様とする。
- (14) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (15) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。
- (16) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。

- イ 受託業務目的以外の利用の禁止
- ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
- エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

- (17) 本業務の一部を再委託するときには、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (18) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (19) 本事業のイベント参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (20) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。
- (21) 委託業務完了後、速やかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (22) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととし、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとする。